

# 学会記事

## 本部会議開催報告

第127回 令和元年12月1日(日)

第128回 令和2年4月12日(日)

## 各地区研究会開催報告

### 【関東地区】

第452回 令和元年9月27日(金)

①報告者 荻米 裕会員

報告題名 配偶者居住権の評価とみなし  
贈与に関する考察

第453回 令和元年10月11日(金)

①報告者 木村弘之亮会員(クリスチャン・ザイドル氏と共同執筆)

報告題名 多変量解析としての弾力性を用いた、  
社団に関する課税要件の国際比較—Martini452の見解をめぐって

第454回 令和元年11月8日(金)

①報告者 藤間大順会員

報告題名 クラウドファンディング取引  
と課税

第455回 令和元年12月13日(金)

①報告者 横井里保会員

報告題名 相続税の時価評価と租税回避  
の否認

第456回 令和2年1月10日(金)

①報告者 泉 絢也会員

報告題名 移民・外国人労働者と租税

### 【中部地区】

第508回 令和元年11月9日(土)

①報告者 飯島寛久会員

報告題名 支払配当に関する若干の考察

②報告者 奥谷 健会員(中四国地区)

報告題名 遺産取得に伴う支出の課税上  
の控除

第509回 令和元年12月14日(土)

①報告者 中尾真和会員

報告題名 単純無申告遁脱罪の現状と問  
題点

②報告者 竹本守邦会員

報告題名 みなし譲渡課税(所法59)の  
適用上、取引相場のない株式の譲渡時  
価について争われた事例

③報告者 浦東久男会員(関西地区)

報告題名 地方税条例の改正と地方自治  
法179条の長の専決処分について—住  
民税課税を念頭に—

第510回 令和2年1月11日(土)

①報告者 馬場 陽会員

報告題名 固定資産の価格をめぐる攻撃  
防衛の構造—司法審査における裁量統  
制の視点から—

②報告者 田中 治会員(関西地区)

報告題名 不動産の取得に係る租税公課  
の必要経費該当性

第511回 令和2年2月15日(土)

①報告者 中尾真和会員

報告題名 遁脱罪と租税回避の関係性に  
ついての考察

②報告者 伊川正樹会員

報告題名 固定資産税をめぐる紛争

③報告者 小林敬和会員

報告題名 違法な調査手続きと課税処分

【関西地区】

第522回 令和元年10月26日（土）

①報告者 水野正夫会員  
報告題名 移転価格税制における第二次調整

②報告者 金井恵美子会員  
報告題名 固定資産である土地建物等の調整の日—契約日基準適用の否認について

第523回 令和元年11月16日（土）

①報告者 北野富士和会員  
報告題名 外国事業体をめぐる法人該当性の判断基準—2015年Anson事件英国最高裁判決を素材として

②報告者 小林伸幸会員  
報告題名 共有物の分割に係る不動産取得税の非課税要件—東京地判平成28年11月30日判タ1441号100頁を素材として

第524回 令和元年12月21日（土）

①報告者 鹿田良美会員  
報告題名 相続税法改正に伴う相続税実務の留意点

②報告者 田中 治会員  
報告題名 地方税の法原則

第525回 令和2年1月25日（土）

①報告者 鈴木健介会員  
報告題名 修正申告と更正の請求との交錯領域について—純損失等の金額と還付金の額に相当する金額とが増減の方向を違える場面

②報告者 横山直子会員  
報告題名 住民税の特徴と方向性

【中四国地区】

第216回 令和元年12月7日（土）

①報告者 金山知明会員  
報告題名 過少申告加算税と納税者の帰

責性に関する考察—イギリスの過少申告等制裁金制度を参考に

②報告者 手塚貴大会員  
報告題名 社会保障財政の法と政策—公法学（財政法）の視点から

【九州地区】

第410回 令和元年10月5日（土）

①報告者 山本洋一郎会員  
報告題名 間接事実による推認等で闘った事例—福岡地裁平成30年5月24日判決の批判的検討

②報告者 宮谷俊胤会員  
報告題名 診療録に対する税務調査の法的限界

第411回 令和元年11月9日（土）

①報告者 木山雅人会員  
報告題名 課税要件法定主義における委任命令について

②報告者 鳥飼貴司会員  
報告題名 中小企業基本法と中小企業税制の諸問題

第412回 令和元年12月7日（土）

①報告者 八ツ尾順一会員（関西地区）  
報告題名 相続税・贈与税の基本構造—日本と台湾の比較

第413回 令和2年1月11日（土）

①報告者 岩武一郎会員  
報告題名 法人税における過年度損益修正の問題点—いわゆるTFK事件とクラヴィス事件の検討を中心として

②報告者 山本洋一郎会員  
報告題名 事実認定の誤りの打ち破り方—福岡地裁平成30年5月24日判決の批判的検討

---

## 第110回大会・総会開催案内

---

第109回大会時の役員会及び総会では、本年6月13日（土）及び14日（日）に名古屋学院大学で第110回大会を開催することが確認されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、第128回本部会議において、開催時期を延期することにしました。第110回大会は、本年11月21日（土）及び22日（日）に名古屋大学で開催する予定です。

---

## 日本税法学会規約

---

### 1 総 則

（名 称）

第1条 本会は、日本税法学会（Japan Tax Jurisprudence Association）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、**京都市左京区高野竹屋町30番地**に置く。

### 2 目的及び事業

（目 的）

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が

適当と認める事業

### 3 会 員

（会員資格）

第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

（入 会）

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。

（会 費）

第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。

2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

（名誉会員）

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

（賛助会員）

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

### 4 機 関

（役 員）

第10条 本会に、次の役員を置く。

1 理 事 若干名

2 監 事 若干名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

（役員を選任）

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統轄する。

2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、会務を分掌する。

(理事)

第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。

(監事)

第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。

(顧問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総会)

第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

## 5 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算報告)

第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。

## 6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

---

## 学会入会申込要領

---

◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ (<http://zeihogakkai.com/>) から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。

◇ 入会申込書の提出後、次の理事会(年1回開催)で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を

送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。

- ◇ 入会金            2,000円  
   会費（年額） 10,000円
- ◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。
- ◇ 機関誌「税法学」を年2回（5月及び11月）発行し、会員に無料で配付します。
- ◇ 大学学部在生は、入会を認めません。
- ◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会（各地区研究委員長及び理事長の指名した者）の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

なお、論文等の査読において、その一部に、法律学的な学問分野に限定されない研究内容を含む論考（数式的処理による論述等）が対象となる場合は、編集委員会の議を経て、理事長名で、当該専門分野の適切な専門家による評価を依頼し、これにより掲載の可否等につき決定するものとします。

---

## 学会事務所所在地

---

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30  
日本税法学会  
TEL/FAX 075-711-7711  
郵便振替口座 01050-3-20422  
<http://zeihogakkai.com/>